

鳥取県再犯防止推進計画 (案)

平成30年 月 日
鳥取県



目 次

はじめに	P 1
I 再犯防止推進計画策定の目的	
第1 鳥取県再犯防止推進計画の位置付け	P 1
第2 基本方針	P 1
第3 計画期間	P 2
II 再犯の防止等に関する施策の指標	
第1 再犯防止等に関する施策の成果指標	P 2
第2 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標(鳥取県の現状(データ))	
(1) 就労・住居の確保等関係	P 2
(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係	P 2
(3) 非行の防止と、学校等と連携した修学支援の実施等関係	P 3
(4) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係	P 3
III 今後取り組んでいく施策	
第1 国・民間団体等との連携強化のための取組	
1. 国・民間団体等との連携強化	P 3
第2 就労・住居の確保のための取組	
1. 就労の確保	P 4
2. 住居の確保	P 5
第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	
1. 高齢者又は障がい者等への支援	P 6
2. 薬物依存者への支援	P 6
第4 非行の防止と、学校等と連携した修学支援の実施のための取組	
1. 非行の防止と、学校等と連携した修学支援の実施	P 7
第5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	
1. 民間協力者の活動の推進	P 8
2. 広報・啓発活動の推進	P 8
【参考】鳥取県の基礎データ	
(1) 成人	
(2) 少年	
(3) 罪種別人数	

はじめに

更生保護や再犯防止施策は、これまで国の刑事施策として行われてきており、県では、鳥取県地域生活定着支援センターの設置・運営、支援民間団体への補助、社会を明るくする運動への参画などの取組を行ってきました。

民間団体やボランティアにおいても、鳥取県再犯抑止更正協会が就労前の心構えについて独自のテキストを開発し、鳥取刑務所において出所前に講座を開催したり、鳥取県更生保護給産会が出所者等に対し食住を提供し、充実した就業支援を行うことにより全国でも高い就職率を誇っているとともに、退所後の相談支援も継続して行うなどの先進的な取組を行ってきました。また、鳥取県更生保護女性連盟は「母親の愛情を持って」をスローガンに、矯正施設の訪問や清掃活動の参加、物資支援(愛の贈り物)や、子どもの見守り・学習支援など学校と連携した取組を行うなど、再犯の防止等に取り組んできています。このような団体をはじめとする各関係団体やボランティアの皆様が、顔の見える小さな県ならではの地域密着型の活動を、行政機関と連携しながら展開しています。

しかしながら、犯罪をした者の中には、薬物事犯者や高齢者・障がい者、福祉的支援が必要な者、住居や就労先を確保できないまま矯正施設を出所する者などが、社会に受け入れられにくく、再び犯罪に手を染めるといった構図もあり、地域でより積極的に受け止めていくソーシャルインクルージョンの考え方にに基づき、犯罪をした者の地域生活に向けた支援を行う必要性が増してきているところです。

今後、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号以下、「再犯防止推進法」という。)が定める目的(国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること)や、地方行政に課せられた役割を踏まえて、県の実情に応じた施策を展開しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを行っていきます。

1 再犯防止推進計画策定の目的

第1 鳥取県再犯防止推進計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める計画として策定します。

計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者としします。

第2 基本方針

国の再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)に設定されている5つの基本方針を踏まえて、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、次の重点課題に取り組めます。

- 1 国・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 非行の防止と、学校等と連携した修学支援の実施
- 5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

<参考>国の再犯防止推進計画に設定されている5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向

け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第3 計画期間

この計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

II 再犯の防止等に関する施策の指標

第1 再犯防止等に関する施策の成果指標

再犯防止推進対策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

刑法犯検挙者中の再犯者率を、平成34年度末までに20%にする。

基準値 27.4% (217人) (平成28年) (出典：鳥取県警察本部 犯罪統計書)

第2 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標(鳥取県の現状(データ))

再犯防止施策の動向を把握するために、次の数値を参考指標とします。

(1) 就労・住居の確保等関係

- ① 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 (出典：鳥取保護観察所調査)

基準値 100社・雇用している雇用主数9社・30人 (平成28年12月末現在)

- ② 鳥取刑務所における出所者のうち、帰住先がない者の数 (出典：鳥取刑務所調査)

基準値 125人 (48.6%) (平成28年)

- ③ 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数 (出典：鳥取保護観察所調査)

基準値 96人 (平成28年)

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

- ① 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数 (出典：鳥取県地域生活定着支援センター調査)

基準値 14人 (平成28年)

- ② 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関による治療・支援を受けた者の数及びその割合（出典：鳥取保護観察所調査）
基準値 4人・21.1%（平成28年）

(3) 非行の防止と、学校等と連携した修学支援の実施等関係

- ① 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率（出典：鳥取保護観察所調査）
基準値 0人・0%（平成28年）
- ② 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合（出典：鳥取保護観察所調査）
基準値 0人・0%（平成28年）
- ③ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及びその合格率（出典：鳥取刑務所調査）
基準値 1人・1人・100%（平成28年度）

(4) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

- ① 保護司数及び保護司充足率（出典：鳥取保護観察所調査）
基準値 362人・92.8%（平成28年12月末現在）
- ② ”社会を明るくする運動”行事参加人数（出典：鳥取保護観察所調査）
基準値 28,572人（平成28年）

III 今後取り組んでいく施策

第1 国・民間団体等との連携強化のための取組

1. 国・民間団体等との連携強化

(1) 現状・現在の取組・課題

鳥取地方検察庁内の再犯防止対策班が、平成28年度に福祉サービスが必要な者として市町村に繋いだ者は1名でした。平成28年の鳥取刑務所出所者257名のうち、雇用主のもとに住込就労した者は1名、社会福祉施設に入所した者は2名、更生保護施設等に入所した者は52名で、全体の21.4%でした。また、鳥取県地域生活定着支援センターが平成28年度に特別調整依頼を受けた者は14名と、大半の出所者が福祉サービスにつながっていない、更生緊急保護や特別調整を受けていないといった実態があります。

これまで、国・関係機関・団体との連携強化等について、国においては、鳥取地方検察庁の再犯防止対策班が支援対象者を鳥取保護観察所や福祉サービスへつないだり、鳥取少年鑑別所が少年サポートネットワーク会議へ参画しています。

県においては、アルコール・依存症に関するネットワーク会議を各圏域で開催したり、団体（鳥取ダルク等）への財政的支援を実施をしています。また、鳥取県地域生活定着支援センターでは、特別調整対象者の住居・福祉サービスへのつなぎや刑務所入所中からの要介護認定や障がい者手帳の取得、障害支援区分認定の実施等を行ってきたところです。

しかしながら、犯罪をした者を支援するための関係機関が連携する場がない、更生保護に関わる関係機関・団体が一堂に集まる機会がない、行政、就労及び医療・介護等の関係機関が連携した体制整備が必要である、家族に医療・福祉的な援助が必要な場合のつなぎなど、地域関係機関との連携が必要である、出所前に出所後の生活や就労等の支援につい

て関係機関で協議することが必要である、鳥取県地域生活定着支援センターは、高齢者・障がい者に特化しており、一般的な出所者の相談先ではない、鳥取少年鑑別所が社会に開かれた矯正施設として積極的に広報に努め、非行・犯罪に関する知見の蓄積を社会に還元することが必要である、といった課題があります。

(2) 具体的施策

国の再犯防止推進計画においては、地域社会における再犯防止等に関する実態把握のための支援、地域のネットワーク（刑事司法関係、地方公共団体等の公的機関、保健医療・福祉関係機関、各種民間団体等）における取組の支援、資金調達手段の検討の促進等、地方公共団体による再犯防止等の推進に向けた取組の支援、地方再犯防止推進計画の策定等の促進、犯罪をした者等の支援等に必要な情報や知見等の提供や国・地方協働による施策の推進、国の施策に対する理解・協力の促進等、地方公共団体との連携の強化について実施・検討することとされています。

県においては、現在の取組のほかに、関係機関による再犯防止推進協議会を設置し、課題等の情報共有、鳥取県再犯防止推進計画の管理・検証等を行うとともに、高齢者・障がい者以外の者についても、早期の個別支援検討会の開催や福祉サービスの手続支援といった地域生活への円滑な移行や、地域生活における相談など、一貫性・継続性のある支援を実施するための機関の新たな設置を検討します。

第2 就労・住居の確保のための取組

1. 就労の確保

(1) 現状・現在の取組・課題

鳥取刑務所に入所した再犯者のうち、平成28年は約7割が再犯時に無職でした。

また、協力雇用主は、平成28年の登録企業100社のうち、実際の雇用実績がある社は9社で、企業が協力雇用主として登録していても、犯罪をした者の雇用に結びつきづらい実態があります。（協力雇用主の内訳は、製造業12社、建設業46社、サービス業16社、卸小売業4社、運送業3社、電気・ガス・水道工事業2社、農林・漁業4社、その他15社(平成29年9月時点)）

これまで、就労の確保について、国においては、鳥取保護観察所が刑務所出所者等就労奨励金の給付や協力雇用主の確保に取り組み、鳥取労働局ではハローワークでの職業紹介・就業支援ナビゲーターの配置、保護観察官・ハローワーク職員等を構成員とした就労支援チームの設置等の刑務所出所者等就労支援事業の実施、職業講話の実施、保護観察対象者への職業体験講習の実施や公共職業訓練の活用、トライアル雇用などに取り組んできました。

民間団体においては、鳥取県再犯抑止更生協会が独自のテキストを開発して鳥取刑務所において出所前の者へ就労に対する心構え等に関する講義を行うなど全国でも鳥取県唯一の取組の実施に、鳥取県就労支援事業者機構が協力雇用主の開拓、犯罪をした者等の雇用主に対する助成金の支給等に取り組んできました。

県においては、鳥取県立ハローワーク等での個々の実情に応じた職業相談・職業紹介の実施、保護観察対象者のチャレンジ雇用、生活困窮者自立支援制度のうち就労準備支援事業や就労訓練事業などへのつなぎ、ニーズに応じた職業訓練の実施の検討等に取り組んできたところです。

しかしながら、刑務所入所中に就職に結びつかない者や刑務所出所後にハローワークに来所しない者、高齢や偏見により安定した労働力とみなされない者、対人関係の難しさ等で雇用に結びつかない者等への対応が必要であることや、協力雇用主の業種を広げ実雇用の増大を図る必要がある、といった課題があります。

(2) 具体的施策

国の再犯防止推進計画においては、職業適性等の把握と就労につながる知識・技術等の習得(アセスメントの実施、矯正施設における職業訓練等の充実等)、就職に向けた相談・支援等の充実(ハローワーク相談員の矯正施設への駐在、更生保護施設への協力拡大等)、新たな協力雇用主の開拓・確保、協力雇用主の活動に対する支援の充実(情報提供、住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援等)、犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等、就職後の職業定着に向けたフォローアップ、一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保等の施策について実施・検討することとされています。

県においては、現在の取組のほかに、起訴猶予者、執行猶予者及び矯正施設出所者等に鳥取県立ハローワーク等の利用を周知、鳥取県就労支援事業者機構及び協力雇用主と連携した就職先の確保等の施策について、実施・検討します。

2. 住居の確保

(1) 現状・現在の取組・課題

平成28年の鳥取刑務所の出所者257名のうち、帰住先がない者は125名・48.6%でした。また、雇用主や社会福祉施設、更生保護施設等へ入所する者は、55名・21.4%であるなど、犯罪をした者が親族の元に戻らず、地域での受け皿に頼らなければならない実態があります。

これまで、住居の確保等について、国においては、鳥取保護観察所が更生保護施設や自立準備ホームでの受入れ、更生緊急保護や特別調整による居場所の確保等に取り組んできました。

民間団体においては、鳥取県更生保護給産会が国と連携した更生保護施設における住居・身寄りのない出所者や軽微な犯罪で起訴猶予になった者・高齢者・障がい者に対する食住支援や、全国的にも高い就職率を誇る就業支援の実施、更生保護施設における退所後のフォローアップ(退所後の福祉・住居環境等の生活相談、近況報告、話相手など)の実施等に、鳥取県社会福祉協議会及び団体関係法人等が緊急的支援や制度の狭間に陥っている者に対する経済的支援などに取り組んできました。

県においては、自立援助ホーム(義務教育課程修了後から20歳未満の者対象)の利用、県営住宅における優先入居の要件を満たす支援が必要な対象者の申込みの受付、あんしん賃貸支援事業相談員による住宅の確保に困っている方の相談受付、生活保護制度(住宅扶助)の活用、市町村の生活保護と生活困窮者自立支援制度へのつなぎ等に取り組んできたところ です。

しかしながら、身元引受人や身元保証人のない者への対応や、多様な行き場の確保(一時的宿泊場所や行き先が決まるまで滞在できる支援所、満期出所者が自立支援を求めることができる施設、女性の行き場、出所当日から金銭や住居がない者の支援など)、高齢、障がい、病気などによる就職困難やその結果としての貧困による帰住先がない者への対応、年金が少ない者への対応といった課題があります。

(2) 具体的施策

国の再犯防止推進計画においては、矯正施設在所中の生活環境の調整の充実、更生保護施設等の一時的な居場所の充実(処遇基準の見直し、自立準備ホームの確保と活用等)、地域社会における定住先の確保等の施策について実施・検討することとされています。

県においては、現在の取組のほかに、保証人がいない場合の賃貸住宅に係る債務保証制度の創設、民間団体設置による居場所(一時的な居住地等)確保の支援等の施策について、実施を検討します。

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

1. 高齢者又は障がい者等への支援

(1) 現状・現在の取組・課題

平成28年に鳥取県内で刑法犯として検挙された者1,008名のうち、高齢者は232名、約23%でした。障がい者については、今後の調査が必要です。

これまで、高齢者又は障がいのある者等への支援等について、国においては、鳥取地方検察庁が入口支援としての再犯防止対策班の設置・身柄引受人の確保や更生緊急保護等の支援に取り組み、鳥取刑務所が出口支援としての社会福祉士の雇用・面談、特別調整等の実施等に取り組んできました。

民間団体においては、鳥取県社会福祉協議会が、生活福祉資金貸付制度の活用、日常生活自立支援事業や緊急的な経済的支援の実施等に取り組んできました。

県においては、鳥取県地域生活定着支援センターが、刑務所入所者に対する介護保険制度の周知、刑務所入所者の要介護度や障害支援区分の認定、地域包括支援センター職員による出所前の福祉サービスに係る調整の実施、特別調整の実施等に取り組んできました。

しかしながら、特別調整や更生緊急保護を希望しない者や、要介護認定・障がい者手帳を取得するほどではないが支援が必要な者等への対応や、刑事司法手続きにおける高齢者・障がい者の状況把握と支援体制が不十分といった課題があります。

(2) 具体的施策

国の再犯防止推進計画においては、関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実(刑事司法関係におけるアセスメント機能の強化、更生保護施設における支援の強化、刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施等)、保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化(特別調整)、高齢者又は障がいのある者等への効果的な入口及び出口支援の実施等の施策について実施・検討することとされています。

県においては、現在の取組のほかに、国の関係機関への保健・医療・福祉サービス等の支援制度や手続きの平易でわかりやすい言葉による細やかな周知を行い、身元引受人に対する介護保険法(平成9年法律第123号)や障害者総合支援法(平成17年法律第123号)に係る相談機関の周知等の施策について、実施します。

2. 薬物依存者への支援

(1) 現状・現在の取組・課題

平成28年の鳥取刑務所における受刑者471名のうち、薬物事犯者は176名、約37.3%でした。

これまで、薬物依存者への支援等について、国においては、県内矯正施設及び鳥取保護観察所が、専門的プログラムの実施やガイドラインの作成等に取り組んできました。

民間団体においては、鳥取ダルクが、薬物依存者の受入れ、回復プログラムの実施、薬物依存者の家族等への相談支援や啓発等に取り組んできました。

県においては、依存症に関するネットワーク会議を各圏域で開催、団体(鳥取ダルク等)の運営支援、依存症啓発リーフレットの作成・HP掲載、依存症担当者研修会の実施、精神保健福祉センター及び保健所における相談受付、精神科医による定例相談会、家族教室の開催などに取り組んできたところです。

しかしながら、薬物事犯者には、鳥取県更生保護給産会、鳥取ダルク、保健師等の関係機関と連携した一層のケア支援が必要であることや、薬物依存に対する医療機関・体制の不足、薬物依存症者が自助グループだけでは薬物依存症の知識や支援の情報を入手しがたいといった課題があります。

(2) 具体的施策

国の再犯防止推進計画においては、刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等、治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実、薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成等の施策について実施・検討することとされています。

県においては、現在の取組のほかに、薬物依存症の相談拠点・治療拠点機関の新たな設置（相談対応、医師への研修実施等）について、検討します。

第4 非行の防止と、学校等と連携した修学支援の実施のための取組

1. 非行の防止と、学校等と連携した修学支援の実施

(1) 現状・現在の取組・課題

平成28年の少年犯罪の検挙人数は、中学生から増加する傾向にありました（12歳：12名、13歳：30名、14歳：33名）。また、平成28年の鳥取刑務所における受刑者471名のうち、高等学校未卒業者は368名、約78.1%でした。

これまで、学校等と連携した修学支援の実施等について、国においては、美保学園が薬物問題や交通問題等について専門職員を配置した専門プログラムの実施、開放的な教育環境の提供（塀がない）・ボーイスカウト活動の取組実施等に、鳥取少年鑑別所では非行犯罪防止に関するノウハウの地域への還元や、非行傾向のある少年及びその家族等への具体的援助（対象者への学習支援、カウンセリング、専門的プログラムの実施）等に取り組んできました。

民間団体においては、鳥取県保護司会連合会が保護司による朝のあいさつ運動や公開授業への参加等に取り組む、鳥取県更生保護女性連盟が「母親の愛情を持って」をスローガンに、会員によるあいさつ運動、学校における学習支援活動、学校が行う社会貢献活動や薬物乱用防止教室への協力など母親の愛に目覚めさせることによる再犯の防止等に取り組んできました。

県においては、児童自立支援施設や児童相談所での受入、少年サポートセンター等が少年警察ボランティアや関係機関と連携して行う立ち直り支援、スクールサポーター（警察OB）等による少年の問題行動への対応や非行・薬物乱用防止教室等の実施、学校・警察連絡制度による児童生徒の非行防止、犯罪の被害防止等の実施、保護者が子どもに対して規範意識を醸成するための保護者向けリーフレットの作成・配布、とっとり子育て親育ちプログラムの実施、若者サポートステーション、鳥取県立ハローワーク等が実施する支援内容等の情報提供、高校中退者に対する進学・就労先や居場所等の紹介、学び直し支援金の支給（私立高等学校等を中途退学した者の学び直しの支援）、高校・専修学校における家庭環境・発達上の課題・生活設計等に応じた指導等に取り組んできたところです。

しかしながら、家庭環境に対する親の意識の二極化傾向が生じている、福祉的支援が必要な子どもの社会復帰支援（発達障がい等）や、保護者への相談支援が必要であるといった課題があります。

(2) 具体的施策

国の再犯防止推進計画においては、学校における非行防止教室の充実や地域における非行の未然防止等のための支援、警察における非行少年に対する支援、学校生活を継続させるための本人及び家族等に対する支援の充実等、児童生徒の非行の未然防止、非行等による学校教育の中断の防止、学校や地域社会において再び学ぶための支援等の施策について実施・検討することとされています。

県においては、現在の取組のほかに、少年院において療育支援が必要な少年・保護者については、県の関係機関による相談支援等を実施します。

第5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

1. 民間協力者の活動の推進

(1) 現状・現在の取組・課題

平成29年10月現在で、鳥取県内の保護司充足率は、90%以上であり、また、鳥取県更生保護女性連盟の会員数は、1,541名、鳥取県下の3地区BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会の会員数は19名、鳥取県内の自立準備ホームは7法人10ホームとなっています。また、更生保護法人として、鳥取県更生保護観察協会と鳥取県更生保護給産会があります。

これまで、民間協力者の活動の推進等について、国においては、鳥取保護観察所が保護司と連携した保護観察中の者に対する生活環境の調整の実施に取り組んできました。

民間団体においては、鳥取県保護司会連合会が新任保護司候補者検討協議会・公開ケース研究会(事例研究会)を開催し、鳥取県更生保護観察協会が更生保護団体への金銭的支援や各新聞による広報・啓発活動を行い、鳥取県更生保護女性連盟が更生保護団体等への物的(愛の贈り物支援)・金銭的支援や社会貢献活動への協力を行い、鳥取県教誨師会が鳥取刑務所における読経・説法等信教の自由の保証に取り組み、鳥取刑務所篤志面接委員連絡協議会が鳥取刑務所内におけるクラブ活動や出所時に役立つ学習等の実施に取り組んできました。

県においては、更生保護法人(鳥取県更生保護観察協会、鳥取県更生保護給産会)への助成支援に取り組んできたところです。

しかしながら、保護司のなり手が少ない、民間団体(鳥取県更生保護女性連盟、BBS会、鳥取刑務所篤志面接委員連絡協議会等)の新規会員の確保が困難といった、人材確保の課題があります。

(2) 具体的施策

国の再犯防止推進計画においては、民間ボランティアの確保や活動に対する支援の充実、更生保護施設による再犯防止活動の促進、民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進、民間協力者との連携の強化等について実施・検討することとされています。

県においては、現在の取組のほかに、民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力、シニアバンクの活用(受刑者に対する学習支援等)について、検討します。

2. 広報・啓発活動の推進

(1) 現状・現在の取組・課題

平成29年度現在で、県内19市町村において、「社会を明るくする運動」に関する行事(街頭啓発活動等)を実施しています。

これまで、国においては鳥取保護観察所が「社会を明るくする運動」を推進し、鳥取刑務所が矯正展の開催、美保学園が施設見学の開催、鳥取少年鑑別所が非行防止教室等の地域貢献活動の実施に取り組んできました。

民間団体においては、鳥取県更生保護女性連盟が地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会を開催し、鳥取県再犯抑止更生協会が鳥取県内の矯正施設で活動する教誨師会及び篤志面接委員連絡協議会の取組の紹介や、再犯者の実情等に関する講演会等の開催を行ってきました。また、鳥取県教誨師会が鳥取刑務所において入所者の心情安定や社会の一員として地域に戻るための各種啓発活動を実施し、鳥取県就労支援事業者機構が1種の団体会員の傘下企業への積極的な広報・啓発を行い、鳥取ダルクが再犯と依存症の関連性に関する研修会及び講演会の開催に取り組んできており、民間団体全体では「社会を明るくする運動」に参加してきました。

県においては、「社会を明るくする運動」への協力や、人権啓発番組の制作・放送、鳥取県人権施策基本方針内で「刑を終えて出所した人の人権」について啓発を推進し、また、鳥取県地域生活定着支援センターでは、刑務所出所者への偏見解消のための講演会を開催してきました。

しかしながら、県民の更生保護に対する関心が薄いこと、犯罪をした者に対する偏見（福祉施設からの入所拒否等）があること、協力雇用主が広く県民から理解され社会的にも評価される取組が必要であることといった課題があります。

(2) 具体的施策

国の再犯防止推進計画においては、再犯防止月間中の再犯防止等に関する事業の実施や、国の関係機関等における施策及びその効果についての情報発信、社会を明るくする運動における広報媒体や広報手段の多様化等の啓発事業等の実施、法教育の充実、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった民間協力者に対する表彰について、実施・検討することとされています。

県においては、現在の取組のほかに、県政だより等による更生保護の啓発や、とっとり人権情報誌ふらっとによる偏見解消のための啓発、施設関係者等への県からの協力依頼等の啓発活動の強化、民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力を実施・検討します。

【参考】鳥取県の基礎データ

(1) 成人

- 検挙者数（平成 28 年）（※ 1）
 - ・刑法犯：793 名（うち再犯者 217 名）
 - ・特別法犯：229 名（再犯者数不明）
- 起訴猶予者数（平成 28 年）（自動車による過失致死傷及び道交法違反被疑事件を除く）（※ 2）
 - ・刑法犯：457 名
 - ・特別法犯：133 名
- 執行猶予者数（平成 27 年）：109 名（※ 2）
- 罰金・科料者数（平成 27 年）：1,359 名（※ 2）
- 鳥取刑務所出所者数（平成 28 年）（※ 3）
 - ・満期釈放：159 名
 - ・仮釈放：98 名

(2) 少年

- 少年事件において家庭裁判所の審判を受けた者の内訳（平成 28 年度）（※ 4）
 - ・検察官送致 11 名
 - ・少年院送致 3 名
 - ・保護観察決定 49 名
 - ・児童自立支援施設等送致 1 名
 - ・都道府県知事・児童相談所送致 1 名
 - ・不処分決定 53 名

(3) 罪種別人数

- 刑法犯により検挙された者（成人）（※ 1）
 - ・窃盗：534 件（67.3%）

・粗暴犯：92件（11.6%）

・その他：167件（21.1%）

○刑法犯により検挙・補導された者の数（少年）（※1）

・窃盗：170件（79.1%）

・粗暴犯：15件（7.0%）

・その他：30件（13.9%）

（※1）出典：平成28年犯罪統計書（鳥取県警察本部）

（※2）出典：平成28年検察統計統計表（法務省）

（※3）受刑者統計資料（鳥取刑務所提供）

（※4）出典：平成28年司法統計年報（少年事件編）（最高裁判所事務総局）

（注）「障がい」の表記について、法令や固有名詞等以外のものは「障害」を「障がい」と表記した。

